

○福岡県立高等学校授業料等収納事務取扱要領

1 趣 旨

この要領は、「福岡県立高等学校授業料等徴収条例」(昭和27年福岡県条例第14号)及び「福岡県財務規則」(昭和39年福岡県規則第23号以下「財務規則」という。)に基づき、授業料、入学料及び各種校納金(以下「授業料等」という。)の収納事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

この要領は、授業料収納事務の合理化と適正な運営を図るため、電子計算機(以下「電算機」という。)処理を採用し、これの円滑な実施を確保することを目的とする。

3 取扱金融機関

授業料等の収納は、県指定金融機関及び別表2に掲げる収納代理金融機関等をして取扱わせるものとする。

4 収納方法

授業料等は、納入義務者が取扱金融機関窓口において現金による払い込み又は預金口座から口座振替による払い込みのほか、学校出納員に納入することができる。

5 調定及び納入通知

授業料の調定は、4月1日及び10月1日に行うものとし、納入義務者に対する納入通知は前期(4月分から9月分まで)及び後期(10月分から3月分まで)の2回とする。

ただし、1年生については前期の調定は入学を許可された日、後期の調定は10月1日とし、納入義務者に対する納入の通知は、4月分と5月分から9月分まで及び10月分から3月分までの3回とする。

6 収入簿の整理

- (1) 「調定決議書」(収入簿)(財務規則様式第22号その1)の収入済額の記載は、「授業料諸費収入未納明細表」(様式5)により当該歳入科目について、その合計額を毎月1回記入するものとする。
- (2) 生徒の異動に伴う調定内容の変更は、「異動連絡票」(様式6)に基づき適確に行うものとする。

7 帳票等

収入事務を電算機によつて処理することとするため、別表1のとおり帳票を作成するもの

とする。

8 事務手続

帳票の作成及び事務手続きは別に定めるものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、授業料収納事務に関し、必要な事項は教育長が定める。

(編者注) 「6 収入簿の整理(1)」については、現在収入簿が廃止されているので、仕訳票(収入済用)に記帳整理することになる。

別表1

帳票の種類等一覧表

提出先区分	帳票の名称	様式番号	帳票の目的	作成時期	提出(報告)期限	摘要	
保護者(納入義務者)から学校へ	生徒マスタ-作成通知書	2	生徒コード作成 納入通知書に生徒氏名、保護者氏名記入	合格発表時	3月25日 3月26日(補充募集に限る)	別様式(一覽表)による場合は作成しなくてよい 再交付は異動連絡票締切日の1週間後開始から卒業年月まで	
	授業料納入通知書兼 領収書再交付申請書	8	納入通知書を紛失した場合の再交付申請	事実発生のごと			
	口座振替納付・変更・廃止届	10	口座振替による納付の届出・変更・廃止	〃			
学校から電算センターへ	学校マスタ-作成通知書	1	学年別徴収金額の月額内訳を電算に入れる		{ 3月10日(在学生) 9月10日(〃) 3月25日(新入生) 3月28日(補充募集に限る) { 毎月10日 20日	新1年生のみ報告 別様式(一覽表)による方法も可 締切りが10日 事実発生のごとで報告する 10日までに提出もれの致済処置であり、特 例を除いて10日までに報告する	
	生徒マスタ-作成通知書	2	生徒コードを電算に入れる		4月10日(在学生) 4月20日(新入生)		
	異動連絡票	6	電算に読ませている生徒について異動に伴う修正 (転入、転出、退学、休学、授業料免除、氏名変更、留年等)	生徒異動のごと			
	生徒名簿	3	入学年度・生徒番号は卒業まで変更しないが、進級によつて租が 変わった場合一覽表で報告するもの	進級、租替え時			
	授業料等諸通知書集計表	付表	学校マスタ-作成通知書、生徒マスタ-作成通知書、異動連絡票 もれを確認できるようにしたもの	事実発生のごと			
	授業料等還付済通知書	11	前納もしくは過払納により還付の必要が生じた場合				
	電算センターから学校へ	授業料納入通知書兼領収書級	4	学校マスタ-及び生徒マスタ-により作成された授業料及び諸費 の月ごとの納入通知書	3月(9月)		
		生徒名簿	3	生徒マスタ-により電算に読ませたものの確認と生徒原票	{ 3月末日(在学生) 4月中旬(新入生)		
		異動連絡精査表	7	異動連絡票による電算の修正が行われたかどうかの確認票	異動連絡票提出のごと 毎月26日		
		授業料諸費未納明細表	5	授業料の納期とされている毎月20日までに未納となつている生徒 の一覽表			
		授業料諸費収入・未納明細表	5	個人ごとの当月分の収入未納状況の把握をするもの	翌月 3日		
授業料諸費滞納者名簿		5	当月分を翌月5日まで未納となつている生徒の一覽表	翌月 8日			
納入金明細票		9	口座振替納入者へ納入金額の通知をするもの	納入通知書発行のごと			
授業料納入通知書兼領収書級		4	授業料及び諸費の月ごとの納入通知、前期(4月)後期(10月)	4月・10月			
納入金明細票		9	口座振替納入者へ納入金額の通知をするもの	納入通知書発行のごと			